

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第3条関係

基礎課税額（以下「医療分」という。）の所得割額の率を100分の7.15から100分の7.37に改正する。

(2) 第4条関係

医療分の被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）を33,600円から40,100円に改正する。

(3) 第5条関係

後期高齢者支援金等課税額（以下「支援金分」という。）の所得割額の率を100分の2.54から100分の2.58に改正する。

(4) 第6条関係

支援金分の均等割額を15,200円から15,700円に改正する。

(5) 第20条（国民健康保険税の減額）の整備

ア 第1項関係

第1項は、被保険者の所得の合算額が一定の額以下の場合に、それぞれの所得区分に応じ均等割額を減額するものである。

第4条及び第6条による医療分及び支援金分の均等割額の改正に伴い、それぞれの所得区分に応じ減額（7割、5割又は2割）される金額を改正する。

イ 第2項関係

第2項は、6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合、均等割額（第1項による減額の適用がある場合には、適用後の額）の5割を減額するものである。

第4条及び第6条による医療分及び支援金分の均等割額の改正に伴い、それぞれの区分に応じて減額される金額を改正する。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし、適用区分を明確にする。

運協 第 2 号
令和 7 年 8 月 6 日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市国民健康保険運営協議会
会 長 佐々木 操



令和 6 年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）、令和 8 年度白岡市国民健康保険税の税率（案）及び令和 7 年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について（答申）

令和 7 年 7 月 9 日付け保年第 105 号で諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

- (1) 令和 6 年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について原案のとおり適当と認める。
- (2) 令和 8 年度白岡市国民健康保険税の税率（案）について次の表のとおりとする。

		基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者 支援等分	介護納付金分	合 計
改正後	所得割	7.37%	2.58%	2.25%	12.20%
	均等割	40,100 円	15,700 円	15,800 円	71,600 円
改正前	所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
	均等割	33,600 円	15,200 円	15,800 円	64,600 円
差引	所得割	0.22%	0.04%	0%	0.26%
	均等割	6,500 円	500 円	0 円	7,000 円

- (3) 令和 7 年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について原案のとおり適当と認める。

